

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 27 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 7 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の 所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
常滑市	2 者	常滑市晩台町 103 ほか 8 筆
大府市	8 者	大府市北崎町一丁目 122 の一部 ほか 42 筆
知多市	6 者	知多市こうの巣 1 丁目 34 ほか 15 筆
阿久比町	4 者	阿久比町大字卯坂字昭和 78－ 1 ほか 15 筆
東浦町	3 者	東浦町大字緒川字桐池貳区 1－ 4 ほか 7 筆
武豊町	3 者	武豊町字二ツ峰 308 ほか 5 筆